

河井継之助生誕200年広域周遊プロモーション業務委託仕様書

本仕様書は、長岡市（以下「市」という。）が「河井継之助生誕200年広域周遊プロモーション業務（以下「本業務」という。）」を委託するにあたり、必要とする基本的事項について定めるものである。

1 業務名

河井継之助生誕200年広域周遊プロモーション業務

2 業務目的

本業務は、河井継之助生誕200周年を機に、その生き方や思想を多様な世代に発信し、幅広い関心を喚起するとともに、県内外からの誘客促進を図り、本市の観光振興に寄与することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月24日まで

4 業務実施場所

- (1) 長岡市河井継之助記念館
- (2) 市内観光施設・資源
- (3) その他河井継之助にゆかりの市町村等（小千谷市、見附市、福島県只見町など）

5 ターゲット

- (1) メインターゲット
 - ア 若年層や歴史初心者層
 - イ 新潟県内における長岡市外在住者や近県在住者
- (2) サブターゲット
 - 首都圏を中心とした県外在住の歴史・文化関心層

6 業務内容及び業務要件

- (1) 河井継之助の魅力やゆかりの地を周知するキャンペーンの企画運営

河井継之助が生誕200周年を迎えるのに合わせて、改めて継之助の魅力やゆかりの地などを周知するキャンペーン活動を展開する。実施期間は、委託期間の範囲で自由提案とし、キャンペーンの実施にあたっては、以下の点に留意すること。

 - ア 河井継之助生誕200周年を契機に、継之助の生き方や思想、人物像を多様な視点で捉え、県内外に向けて関心喚起を図るものとする。

イ 話題性・発信力の向上が期待できる効果的なPR展開とすること。

ウ マスメディア等を活用したキャンペーンとすること。

エ 長岡市河井継之助記念館の来館者数の増加及び長岡市における経済効果の創出に寄与する内容とすること。

(2) 周遊バスツアーの造成・催行

河井継之助ゆかりの地を訪れ、その魅力を拡散させることを目的に、主に首都圏居住者を対象とした周遊バスツアーを造成し催行する。バスツアーの造成に当たっては、以下の点に留意すること。

ア 条件

長岡市河井継之助記念館を訪れることを必須条件とし、周辺市町村や福島県なども含め、継之助に関するコンテンツを組み込んだバスツアーを造成すること。ツアー造成にあたっては、ターゲットに訴求するための工夫を加えること。なお、宿泊の有無や市内観光施設等への立寄りには自由提案とするが、長岡市への経済効果が期待できる内容とすること。

イ 催行時期・回数について

催行時期は10月から11月までの期間とし、期間内に2回以上実施することとする。なお、各回の構成や内容については、事業目的の達成に資するものであれば、異なる内容とすることを妨げない。

ウ 参加料金

ツアー参加者に対して参加料を求めることは差し支えないものとするが、参加者が参加しやすい価格帯とする。なお、委託料をツアー代金補助に充てることは妨げない。

エ 募集人数

募集人数は、1回あたり最低20人とする。なお、最少催行人数については、市と受注者が協議の上、定めるものとする。

オ バスについて

使用するバスは大型もしくは中型とし、1回の運行につき1台を手配する。

カ アンケート調査及び写真撮影の実施

今後のツアー造成への参考とするため、参加者アンケートを実施すること。また、

記録としての写真撮影を前提としたツアー造成を行うこと。なお、アンケートの内容は市と協議し、決定するもの。

キ ツアー告知

マスメディアやSNS、HP等を活用し、ターゲット層の来訪につながる効果的なツアー告知を行うこと。

ク ツアー実施後の発信

参加者以外にも継之助ゆかりの地の魅力が広く伝わるよう、ツアーの実施後にツアーの内容や参加者の感想等を発信するための工夫を行うこと。

ケ 不可抗力等によるバスツアーの中止等について

不可抗力等によりバスツアーを実施できない場合の費用負担は、協議のうえ、委託料を充てることができるものとする。なお、悪天候等により実施できないことが想定される場合は、あらかじめ代替プランを用意すること。

申込者が最少催行人数に達せず、バスツアーを中止した場合、中止に伴い発生する費用は受注者の負担とする。なお、業務委託料の範囲内で再度ツアーを企画し実施することを妨げない。

7 企画提案にあたっての視点

本事業の企画提案にあたっては、一過性のイベントに留まることなく、ターゲット層が河井継之助の魅力を実感し、事業実施後も繰り返し市や周辺市町村のゆかりの地を周遊する動機づけにつながる提案となるよう意識されたい。

8 実績報告書

業務完了後、実施結果を踏まえた実績報告書を令和9年3月24日（水）までの間に速やかに提出すること。

9 その他

- (1) 受託者は、本業務が効率的かつ適正に実施されるように、全ての工程における運営管理（各作業の進捗状況の把握、市への状況報告等）を徹底すること。
- (2) 提出された企画の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、本委託業務の実施に際しては、市と十分に協議及び調整を行ったうえで実施することとし、協議及び調整の結果、契約締結後に予算の範囲内で実施内容を変更する場合がある。
- (3) 企画・制作において、著作権等第三者の権利の対象となっているデザイン、イラスト、写真等の素材を使用する場合、受注者は、その使用に関する一切の責任を負うこ

と。

- (4) 制作物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合には、当該著作物に係る著作権（著作権法第21条から第28条に規定する権利をいう。）は、原則、本市に帰属する。
- (5) 市は制作物が著作物に該当しない場合には当該制作物の内容を双方協議の上改変することができるものとする。
- (6) 本委託業務の実施に際しては、関係法令を遵守すること。
- (7) この仕様書に定める事項について懷疑が生じた場合、又はこの仕様書に定めがない事項については、必要に応じて市と受注者が協議の上、定めるものとする。